

いきがい・健康づくり等普及啓発事業実施委託に係る募集要項

1 委託業務の名称

いきがい・健康づくり等普及啓発事業実施委託

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 履行期限

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

川崎市内

5 契約方法及び業務規模概算額

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務概算額

6,499,900円（消費税及び地方消費税を含む）以下

6 参加資格

参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間にわたって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「99 その他業務 99 その他業務」に搭載されていること。
- (4) 受託実績について、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ① 川崎市または他自治体における同種講座・講演会等の運営実績を過去3年間に1件以上有すること。
  - ② 川崎市または他自治体における同種イベントの運営実績を過去3年間に1件以上有すること。
- (5) 仕様書に示す業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

- (6) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

## 7 公募手続

### (1) 参加意向申出書及び仕様書等の配布及び公募参加申込

本公募に参加する場合には、「参加意向申出書（様式1）」「業務実績書（様式2）」「予定技術者経歴書（様式3）」に必要事項を記入の上、持参又は郵送で申し込むこと。参加に必要な様式は、川崎市公式ウェブサイトからダウンロードするか、川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課で入手すること。

#### ① 配布・提出期間

令和6年2月9日（金）から令和6年2月21日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（必着）

#### ② 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 12階

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

電 話 044-200-2638（直通）

F A X 044-200-3926

E-MAIL 40zaitak@city.kawasaki.jp

#### ③ 郵送先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課宛て

### (2) 公募への提案資格確認結果の通知

参加意向申出書に基づき参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を令和6年2月26日（月）に電子メールで交付する。

### (3) 質問の受付及び回答

仕様書の内容に関する質問がある場合には、質問書を電子メールにて提出すること。質問に対する回答は、全ての参加者に対して、電子メールにて行う。

#### ① 提出書類 質問書（任意様式）

② 提出期限 令和6年2月26日（月）午後5時15分まで

③ 提出先 電子メール 40zaitak@city.kawasaki.jp

④ 回答日 令和6年2月27日（火）午後5時15分まで

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 記載内容

仕様書「2事業の背景」及び「3目的」の内容を踏まえたうえで、講座・啓発イベント等の効果的な運営と手法について記載すること。その他の独自の企画、創意工夫を加えた点などのアピールポイントを記載すること。

## (2) 提出書類

### ① 企画提案書（任意様式）

A4判、縦横どちらでも可。総数は5ページ以内（表紙・目次はページ数に含めない）とする。図面はA3でも可とする。

### ② 見積書（総額及び内訳明細を明記。任意様式）

（注）選定にあたっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額でもって契約金額とするので、税抜きの金額を見積書に記載すること。なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとする。

## (3) 提出部数

### ① 企画提案書 12部、データ1部（PDFデータをCDで提出）

（注）1部のみ正本とし、残り11部は複写で可

### ② 見積書 1部

(4) 提出期限 令和6年2月28日（水）午後5時15分まで（必着）

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) 提出先 川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

## 9 選定方法

(1) 提出された企画提案書等について、要件等の形式審査の上、いきがい・健康づくり等普及啓発事業実施委託に係る事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）による書類審査及びプレゼンテーション審査を経て決定する。

プレゼンテーション審査は、企画案の内容等について説明を行った上で、委員が質疑を行う。これは、特にアピールしたい点及び企画提案書等の内容を確認するために実施するもので、企画提案書等に記載のない新しい提案等はできないことから、アピールしたい点があれば、遺漏なく企画提案書等に記載すること。

## (2) 審査項目及び審査内容等

企画提案の評価は、あらかじめ定めた別紙1「採点票（評価基準）」を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とする。ただし、原則として全ての評価者の合計点数が100点満点のうち60点に満たない者については、選定しないものとする。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、次

の順序で選定するものとする。

ア 「1 企画提案」の合計得点が上位の者

イ 「1 企画提案（1）」の合計得点が上位の者

ウ 「1 企画提案（2）」の合計得点が上位の者

エ 「1 企画提案（3）」の合計得点が上位の者

それでも決定しない場合は、審査委員会の審議により選定する。

(3) 有効な提案書が1つに限られる場合は、審査委員会での意見の聴取を省略する場合がある。

(4) 参加が無効となる場合

① 提出期限、提出先及び提出方法が「7 公募手続」に適合しないもの

② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 審査委員会の開催 令和6年3月13日（水）（予定）

詳細は、提案各社へ別途電子メールで通知する。

(6) 審査結果の通知 令和6年3月下旬頃（予定）に提案各社すべてに郵送で通知する。

## 1 0 契約の締結

審査結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結する。

## 1 1 その他

(1) 参加意向申出書を提出議に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。

(3) 提出された書類は、原則として返却しない。

(4) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

(5) 提案各社からの提供素材は、本選定以外の目的には無断で使用しない。

(6) 川崎市が、企画提案書等の作成にあたって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、川崎市の了解なく公表又は使用することはできない。

(7) 選定後、参加者名等は公表するが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表する。

(8) 事業は、川崎市との調整の中で変更を伴う場合があり、その変更等については、必要に応じて川崎市と協議の上、対応する。

## 1 2 提出場所並びに問合せ先

**【持参の場合】**

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 12階  
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

**【郵送の場合】**

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地  
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

**【問合せ先及び電子メール提出先】**

電 話 044-200-2638 (直通)

F A X 044-200-3926

E-MAIL [40zaitak@city.kawasaki.jp](mailto:40zaitak@city.kawasaki.jp)